

交通困難者公共交通利用促進実証事業運営等委託業務に係る
企画提案仕様書

1 委託業務名

交通困難者公共交通利用促進実証事業運営等委託業務

2 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

県においては、移動手段の確保に不利性を有する学生生徒や高齢者等を対象に、県民モニターとして同意を得た方に対し、運賃半額でバス・モノレールを利用してもらい、公共交通の需要を喚起し、自動車による送迎交通等からの利用転換を促進するための取組（以下、「半額実証事業」という。）を実施する。

また、GPS等を活用した実証事業の「前・中・後」の道路渋滞状況の検証や乗降データ取得、アンケート調査等を実施することとし、送迎から公共交通利用へ転換したことでの利便性向上や満足度向上につなげることを目的とする。

※ 学生生徒とは、「中・高校生、大学生、専修学校生、高等専門学校生等」をいう。

※ 高齢者等とは、「65歳以上の方、学生生徒でない障がい者」をいう。

4 半額実証事業の概要

(1) 実施期間：令和8年11月から令和9年2月の間

※事業の準備状況等に応じ、前後する可能性がある。

※モニター期間として1か月～3か月間を想定。

(2) 対象路線：県内の路線バス、コミュニティバス及びゆいレール

※リムジンバス、定期観光バスを除く。

※交通事業者からの参加申込により決定。

(3) モニター数：5,000名

（学生生徒4,000名、高齢者・障がい者1,000名）

※応募者多数の場合は、モニター数の増員も検討する。

(4) 決済手段

次の決済手段のうち、半額実証事業に参加する交通事業者が可能な決済手段を採用する。

① 専用ICカード（OKICA想定）による決済

② クレジットカードによる決済

③ その他デジタル決済（アプリ・10カード・商業OKICA等）

④ 現金等による決済

※交通事業者からの参加申込により決定。

5 委託業務の内容

(1) モニター募集、選定

- ・ 学生生徒や高齢者等からモニターを募集し、地域や年齢層を考慮の上、幅広くモニターの選定を行うこと（選定方針は県から別途示す）。また、応募数がモニター数に達しない場合は、県と調整の上、追加の募集・選定を行うこと。

例）各学校等へのチラシ送付、通学応援高校等を選定、
老人クラブ等へのチラシ送付など

- ・ 選定したモニターのリストを作成するとともに、半額実証事業に参加する交通事業者と共有し、連絡調整を行うこと。また、当該交通事業者等から回収した各種データを、作成したモニターリストに追記・集約して一元的に取りまとめ、適切に管理すること。（個人情報保護法を遵守）

(2) 当選通知・利用者証（専用 IC カード含む）等の発行・管理

- ・ 学生生徒の選定されたモニターに対し、当選通知を送付すること。選定されたモニターは、その当選通知を交通事業者の窓口に掲示し、通学定期券を半額で購入することを想定している。交通事業者は、モニターに半額で販売後、金額等を事務局に報告し、事務局はモニターリストで管理する。
- ・ 高齢者等の選定されたモニターに対し、利用者証を発行すること。現金等による決済手段を採用し、半額実証事業に参加する場合、モニターが利用者証を路線バス等の運転手に提示し、半額で乗車することを想定している。なお、専用 IC カードによる決済の場合は、当該専用 IC カードを利用者証とすることを想定している。
- ・ 専用 IC カードが発行される場合は、その発行者と連絡調整し、モニターへの引き渡しを行うこと。
- ・ モニターに対して、事業内容や半額での乗車方法等の説明資料をWEB等で作成し、配付すること。
- ・ 実施期間の終了後、必要に応じて、利用者証の回収・廃棄を行うこと。具体的な回収・廃棄方法については、県と調整して決定する。
- ・ 専用 IC カードが発行される場合は、半額実証事業の実施期間終了後速やかに、県と調整の上、チャージ残高をモニターに返金すること。

(3) 事業実施に必要な周知・広報

- ・ メディア、SNS、その他広報媒体を活用して、半額実証事業の実施内容、実施期間、対象バス等を周知すること。なお、半額実証事業においては、モニターの対象を学生生徒、高齢者等としていることから、それぞれの対象者に合わせた周知方法を提案すること。

(4) 問い合わせ窓口の設置

- ・ モニター及び県民等からの問い合わせに対応するよう窓口を設置すること

(5) モニターへのアンケート調査項目の設計及び実施

- ・モニターに対し、半額実証事業による利用状況や、事業前後の行動変容等を調査するためのアンケート調査を実施すること。
- ・モニターに選定された学生生徒については、その保護者も含めて、定期券利用促進に向けたアンケート調査を実施すること。

(6) 効果の内容検討

- ・GPS等を活用して実証事業の「前・中・後」における道路渋滞状況の検証を行うこと。
- ・その他、想定される効果を整理し、その測定方法の検討を行うこと。効果測定のために必要なデータがあれば、その入手方法も含めて検討すること。

(7) 効果の測定と分析

- ・(1)、(2)で検討した内容を踏まえ、効果の測定を行い、分析を実施する。分析結果については、広く県民が分かりやすいようにまとめること。

(8) その他、事業実施に必要な事項

- ・上記(1)から(7)のほか、県と調整を行い、事業実施に必要な事項について実施すること。

6 実施体制

当該業務の実施にあたっては、業務の遂行に必要な担当者を配置するとともに、県と十分に協議を行いながら業務運営ができる体制を構築すること。

7 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

なお、上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア) 契約金額の50%を超える業務

イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

<その他、簡易な業務>

- ア) 資料の収集・整理
- イ) 複写・印刷・製本（デザイン含む）
- ウ) テレビ、ラジオ、新聞等での広告
- エ) 原稿・データの入力及び集計
- オ) WEB サイトのプログラム設計、プログラミング、コーディング、サーバー管理など
- カ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

8 その他の留意事項

- (1) 受託者は本事業の実施において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法第 179 号）に基づき、適正に執行する必要がある。
- (2) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。